

新婚世帯へ最大30万円支援いたします！

この度はご結婚おめでとうございます。

松川村では、一定の条件を満たすご夫婦を対象に、結婚後の新生活を支援するため「**松川村結婚新生活支援補助金**」を交付いたします。



対象となるご夫婦は？

- 令和3年1月1日以降に、**婚姻届**を提出し、**所得の合計が400万円未満**のご夫婦
- **松川村に住所・居住がある**ご夫婦
- 婚姻届提出時点で**39歳以下**であるご夫婦



補助の対象は？

- **新婚世帯の新生活にかかる費用**が対象です
 - **住居費**：結婚を機に新たに住宅等物件を購入または賃貸に要した費用（購入費、賃貸料、敷金、礼金、仲介手数料・共益費）
 - **引越し費用**：結婚を機に引越しをした場合に要した費用（引越し業者や運送業者への支払い分）
- ※住居費・引越し費用ともに、令和3年1月1日以降に発生した費用に限ります
- 申請は令和4年3月1日までとなります。



補助金額は、**住居費と引越し費用を合わせた額（実費相当分）**で最大30万円です。その他条件がありますので、詳しくは村ホームページをご覧くださいか、または下記担当へお問い合わせください。

松川村役場総務課 噂の田舎へ案内係
TEL0261-62-3111
E-mail tokumei@vill.matsukawa.nagano.jp

